

上富良野町議会傍聴規則

昭和62年 3 月20日 議会規則第 2 号
改正 平成31年 2 月28日 議会規則第 1 号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、32人とする。ただし、議長が認めた場合には定員を変更することができるものとする、

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付票に記入するものとする。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害、示威的行為及び他の傍聴人の迷惑になるような行為をしてはならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等を私用とするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により議長の許可を得る場合は、その用途の詳細等を説明するものとする。

(議案資料の提供等)

第9条 議長は、傍聴人に議案の審議に用いる資料等の貸出しを行い、町民の議会の傍聴の利便性の確保及び傍聴意欲の高揚に努めるものとする。

(議長の指示)

第10条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。また、議長が係員に指示した場合にあっては、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴の促進)

第12条 議長は、町民参加につながる議会傍聴を促進するため、傍聴の呼びかけに努めるものとする。

(委 任)

第13条 この規則に定めるもののほか、議会傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 上富良野町議会傍聴人取締規約（昭和55年上富良野町議会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年 6 月 1 日決定)

上富良野町議会傍聴規則第 6 条及び第 7 条の運用基準

上富良野町議会傍聴規則第 6 条及び第 7 条の運用は下記のとおりとする。

	①危害、迷惑を及ぼすおそれのあるものをもって いる者又は迷惑を及ぼす 恐れのある者	② 下 記 の 携 帯 品 を も っ て い る 者	③ 下 記 の 服 装 を し て い る 者	④ 撮 影 、 録 音 機 器 の 類 (議 長 の 許 可 を 得 た 者 を 除 く) を も っ て い る 者	⑤ 下 記 の 行 動 を 認 め ら れ る 者
と が で き な い 者 (第 6 条関係) 傍聴席に入るこ	銃器その他危険なもの	張り紙、ビラ、 掲示板、プラカ ード、旗、のぼ り類	鉢巻、腕章、た すき、リボン、 ゼッケン、ヘル メットの類	ラジオ、拡声器、 無線機、マイク、 録音機、写真機、 映写機の類	酒気を帯びていると 認められる者
	児童及び乳幼児（議長の 許可を得た場合は、この 限りでない。）	笛、ラッパ、太 鼓その他の楽 器の類	下駄、木製サン ダルの類	携帯電話をマナー モード（消音）又 は電源を切らない 者	会議を妨害し又は迷 惑を及ぼすと認めら れる者
			異様な服装		
き に 守 ら な け れ ば な ら な い 事 項 (第 7 条関係) 傍聴席にあると			帽子、外とう、 襟巻の類を着用 しないこと		飲食、喫煙をしないこ と
					議場における言論に 対して拍手その他の 方法により公然と可 否を表明しないこと
					談論し、放歌し、高笑 いしその他騒ぎたて ないこと

※ 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、物品を携帯しているか否かを質問させることができる。また、質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。